

# 国家戦略特区ワーキンググループ 説明資料

---

平成27年9月28日  
観光庁

## 旅行業界の現状

■事業者数：9,884社（平成27年4月時点）

【第1種：697社 第2種：2,776社 第3種：5,524社 地域限定：77社 代理業：810社】

■主な旅行会社：JTBグループ、KNT-CTホールディングス、日本旅行、エイチ・アイ・エス、阪急交通社 など

## 旅行業法の概要

### 1. 趣旨・目的（法第1条）

- ◎ 「旅行業務に関する公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を図るため、
  - ①旅行業者について登録制度を実施するとともに、
  - ②消費者保護や旅行の確実な実施を担保するための各義務を旅行業者に課すもの。

### 2. 旅行業の定義（法第2条第1項）

- ◎ 報酬を得て、旅行者と運送・宿泊サービス提供機関の間に入り、旅行者がこれらのサービスの提供を受けられるよう、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画や個々のサービスの手配をする行為。
- ※ （参考）旅行業者代理業  
報酬を得て、委託元の旅行業者に代理して、同旅行業者が取り扱う旅行商品を旅行者に販売する行為をいう。旅行業者代理業者は、自ら旅行商品の企画・手配をすることはできない。

### 3. 登録種別

- ◎ 大きくは旅行業と旅行業者代理業の登録種別あり。
- ◎ 旅行業については4種類の登録種別があり、登録種別に応じ、業務範囲・登録要件が設定されている。
  - ・第1種旅行業／第2種旅行業／第3種旅行業
  - ・地域限定旅行業

### 4. 旅行業法上の主な規制

- ◎ 営業保証金の供託義務（法第7条）
- ◎ 旅行業務取扱管理者の選任義務（法第11条の2）
- ◎ 旅行業約款の策定義務及び認可制度（法第12条の2）
- ◎ 取引条件の説明義務・書面交付義務（法第12条の4）
- ◎ 契約書面の交付義務（法第12条の5）
- ◎ 旅程管理義務（法第12条の10）

# 旅行業法に基づく登録制度について

		登録行政庁 (申請先)	業務範囲 (注1)				登録要件・義務		
			企画旅行			手配旅行	営業保証金 (注2)	基準資産 (注3)	旅行業務 取扱管理者 の選任
			募集型		受注型				
			海外	国内					
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万～ (1400万～)	3000万	必要
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○	1100万～ (220万～)	700万	必要
	第3種	〃	×	△ (注4) 隣接市町村等	○	○	300万～ (60万～)	300万	必要
	地域限定 (H25.4新設)	〃	×	△ (〃)	△ (〃)	△ (〃)	100万～ (20万～)	100万	必要
旅行業者代理業者		〃	旅行業者から委託された業務			-	-	必要	

注1：業務範囲について

- 募集型企画旅行 → 旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの (ex.パッケージツアー)
- 受注型企画旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの (ex.修学旅行)
- 手配旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

注2：旅行業協会に加入している場合、営業保証金供託に代え、その1/5の金額を協会に納付すれば足りる (弁済業務保証金分担金)。金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が増加。

注3：純資産額から、供託済みの営業保証金額、納付済みの弁済業務保証金分担金を控除した金額。

注4：自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域。

## 無登録業者による手配漏れ事例

### ◆ A社の事例（平成26年8月）

- ◎ 従前、第2種旅行業の登録を受けていた旅行会社が、資金繰りの悪化から基準資産の維持、営業保証金の供託が困難になり、登録抹消。
- ◎ しかし、当該事業者は無登録のまま事業を継続。



#### <結果>

資金繰りがショートし、営業を停止。報道によると、顧客から航空券代金を前払いで受け取っていたにもかかわらず、**航空券の手配・返金ができなくなり、約500名が被害**を受けた。

### ◆ B社の事例（平成25年7月）

- ◎ 無登録の事業者がインターネットを通じ航空券を販売。



#### <結果>

報道によると、代金を前払いで受け取りながら、航空券を発行せずにキャンセルするという手口により、**約100名が被害**を受けた（**総額1,000万円以上**）。

## 旅行業務取扱管理者の監督不十分による手配漏れ事例

### ◆ C社の事例（平成26年5月）

- ◎ 旅行会社の担当者が、中学校の課外授業用の貸切バスの手配を受注したにもかかわらず、その手配を怠った。
- ◎ その後、手配漏れを隠蔽するため、課外授業の中止を企図し、当該中学校の生徒を装い自殺をほのめかす手紙を中学校に送付した。



#### <結果>

観光庁による立入検査の結果、同支店の旅行業務取扱管理者が、支店の受注状況や手配状況を適切に監督できていなかったことが判明し、同社の**旅行業務取扱管理者の選任義務違反**が認められた（※旅行業法第11条の2第1項）。

※旅行業法（昭和27年法律第239号）（抄）

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。